

令和6年（ネ）第2888号 損害賠償等請求控訴事件

控訴人 新井祥子

被控訴人 黒岩信忠

控訴理由書

2024年9月26日

東京高等裁判所第7民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 和久田 修



上記当事者間における頭書控訴事件に関する控訴人の控訴理由は下記のとおりである。ない、略語等は、原則として特に断りのない限り、原判決の例による。

記

第1 控訴人の本件各行為に関する名誉毀損の成否について

1 本件情報提供及び本件出版行為について

(1) 原判決は、控訴人の本件情報提供について、「本件情報提供は、その内容を被告飯塚を介して第三者に伝播させる可能性の高い行為」であるから。

「本件情報提供が直接的には被告飯塚に対してのみされたものであったとしても、これによって、原告の社会的評価を低下させる蓋然性がある」として、

本件情報提供について名誉毀損が成立すると判示した。

しかしながら、本件においては、本件情報提供の内容が本件出版行為によって第三者に伝播されたのであるから、本件情報提供と本件出版行為による被控訴人の社会的評価の低下との間に相当因果関係が存在しなければ、本件情報提供の不法行為の成否を論じる実益はない。

したがって、本件情報提供と本件出版行為による被控訴人の社会的評価の低下との間に相当因果関係が存在するか否かが問題となる。

この点、原判決は、「書籍の編集権は当該書籍の著者にあり、著者から取材を受けた物は、提供した情報がそのままの形で書籍に掲載されることを予見していないのが通常であるため、・・・取材を受けた者が提供した情報提供行為とその内容がそのままの形で書籍に掲載されたことにより生じた他人の社会的評価の低下との間には原則として相当因果関係がないものと解される」とし、「著者が取材を受けた者が、提供した情報の内容がそのままの形で書籍に掲載される可能性が高いことを予測しこれを容認しながらあえて著者に対して情報を提供した場合には、取材を受けた者がした情報提供行為とその内容がそのままの形で書籍に掲載されたことにより生じた他人の社会的評価の低下との間には、例外的に相当因果関係があるものと解される」とし、本件の場合は、「被告新井は、本件情報提供をした当日、被告飯塚から本件情報提供の内容を略さずにそのまま引用し、被告新井の思いを世の中の人に受け止めてもらえようというメールを受信したのに対し、本件電子書籍のないようにについて被告飯塚に任せるとのメールを返信していることからすれば、本件情報提供当時から、その内容がそのままの形で本件電子書籍に掲載される可能性が高いことを予測しこれを容認しながらあえて被告飯塚に対して本件情報提供をしたことが推認される。」（原判決8，9頁）と判示して、本件情報提供と本件出版行為による被控訴人の社会的評価の低下との間には、相当因果関係があると判示した。

(3) 原判決の誤謬

ア しかしながら、飯塚氏が控訴人に対して、上記メール（乙62）を送信したのは、控訴人が本件情報提供をした当日ではない。控訴人は、10月13日に本件手紙（乙5）及び本件告白文（乙6）を作成し、これを飯塚氏に郵送したのであり、10月18日は、飯塚氏がこれを受け取った日である。

したがって、本件情報提供当日に上記メールのやり取りをしたから控訴人がその内容がそのままの形で本件電子書籍に掲載される可能性が高いことを予測しこれを容認しながらあえて飯塚氏に本件情報提供をしたことが推認されるという原判決の判示は、その前提自体が誤っている。

イ 真実は、原審における2024年1月31日付け控訴人作成の最終準備書面にあるとおりである。

すなわち、控訴人は、本件情報提供を行った時点（10月13日の本件手紙等の作成時）において、本件手紙等や取材での応答内容が飯塚氏が作成する記事ないしは電子書籍において何らかの形で使用される可能性があることを認識していたと思われるものの（乙60、丙16）、これらがそのままの形で掲載されるとは全く考えていなかったのである（丙16）。

そして、飯塚氏が上記メールを送信した10月18日は、飯塚氏が本件情報（本件手紙等）を受領した日であり、本件情報提供の後であって、本件情報提供時点における控訴人の認識が変わるわけではないから、本件情報行為当日（10月13日）に上記メールのやり取りをしたことを理由として控訴人が本件情報がそのままの形で本件電子書籍に掲載されることを容認していたとする原判決の推認は誤りであると言わざるを得ない。

ウ 加えて、控訴人は、上記のメールのやりとりをした時点（10月18日）においては、飯塚氏の著作である本件電子書籍の中で本件手紙等が実際にどのような形で引用されるかは、全く分かっていなかった。また、元々、控訴人と飯塚氏との間には本件電子書籍の発行前に控訴人が最終的な原稿内容を

確認するとの約束があったにもかかわらず、飯塚氏はこれを行わず、控訴人の確認と承諾を得ないままに本件電子書籍を発行したのである（控訴人本人調書速記録26頁以下、「控訴人●頁」という形で記す。）。

したがって、控訴人は本件電子書籍の中でどのような形で引用されるかは結局認識できないままであった。なお、飯塚氏は、最終原稿を発行前に控訴人に見せるという約束はなかった旨を主張するが（飯塚氏6頁）、ジャーナリストである飯塚氏が情報提供者に最終原稿を見せないということは通常あり得ないことを自認していることからすれば（同32頁）、仮にそのような約束がなかったとしても、同氏は、発行前に最終原稿を情報提供者である控訴人に見せるべきであることを自覚していながら、あえてこれを控訴人に開示しないまま、「出版まで・・・出版の可否を含めて著者の専権である」

（乙54：48頁）と判断して、独断で本件電子書籍の発行を行ったのであるから、「控訴人が本件情報がそのままの形で本件電子書籍において引用される可能性が高いことを予測していた」とはいえないから、本件情報提供と本件出版行為による被控訴人の社会的評価の低下との間に相当因果関係は認められないというべきである。

エ また、飯塚氏が本件電子書籍発行前に控訴人に対して「目次」を送っている点についても、控訴人に本件電子書籍の「目次」を送ったのは、同書籍が発行される1日前（正確には半日前）の11月10日の16時25分であったのであり（乙64）、控訴人には「目次」さえ十分に確認する時間的余裕がなかったことは明らかである。仮に控訴人が「目次」を見ていたとしても、本件文書等がどのような形で、また乙2乃至6号証のどの文書のどのような部分が、引用されているかまでは分かるはずはなく、控訴人としては最終原稿が送られてこなければ何のチェックもできなかったことは客観的に明らかである。

オ このような事情からすれば、控訴人には事後的な予見可能性もなかったか、

ないしは極めて漠然としたものでしかなかったことが優に認められ、本件情報提供と本件出版行為による被控訴人の社会的評価の低下との間に相当因果関係は認められないから、本件情報提供行為自体に不法行為性は認められず、控訴人が責任を負うことはない。

- (4) 仮に本件提供行為後に控訴人に「本件情報の内容がそのままの形で引用されることを予測し得た」として、控訴人に不法行為責任を負う余地があるとしても、その責任は極めて限定的であること

以上のとおり、控訴人が本件情報提供行為について不法行為責任を負うことはないが、仮に事後的な予見可能性が認められることによって不法行為責任を負うとされた場合であっても、その責任は極めて限定的なものにとどまるといふべきである。

以下、検討する。

- ア 本件電子書籍の著者である飯塚氏は、裏付取材、反面取材を行い、独自の編集作業による取捨選択等を行うのが通常であるが、それを全く行っていないこと及びそのことを控訴人は全く知らなかったこと

原審でも主張したとおり、記事ないし書籍の発行においては、「一般に、雑誌記事の編集権はその出版社（代理人註：本件の場合には、著者である飯塚氏）が独占的に有するものであり、「出版社（著者）による裏付け取材や独自の編集作業による情報の取捨選択等の過程を経て記事（書籍）が作成されるのが通常である」。

しかしながら、本件電子書籍の発行にあたって、飯塚氏は、被控訴人に対する反面取材を全く行わず、裏付取材としても、本件町長室での控訴人と被控訴人との面談の前日（2015年1月7日）に出初め式があったこと、2019年9月19日に飯塚氏が被控訴人と面談した際に町長室のドアが閉められたことを確認したこと、被控訴人の権力的な体質や控訴人の町議会議員としての活動の背景となる人間関係などについて具体的な証拠を得ていたこ

と（この点に関する具体的な根拠は示されていない。）が挙げられている程度である（丙54：17頁）。これらは被控訴人の控訴人に対する性加害行為の有無に直接影響するものではなくあくまでも間接的なものであって、核心部分についてはほぼ控訴人の発言及び本件文書にのみ依拠して本件電子書籍が発行されていることが認められる。しかも、本件で問題となっている性加害行為の具体的な内容については控訴人からも詳細な聞き取りは行っていないことが認められる（控訴人75，76頁）。この点は原判決も認めているところである。

したがって、本件電子書籍の発行によって被控訴人の社会的評価が低下したとしても、その責任の大半はこのような杜撰と言われても仕方のない取材のみによって本件電子書籍を発行した飯塚氏にあると言わざるを得ない。

イ 飯塚氏は控訴人に最終原稿の確認を行わないまま本件電子書籍を発行したこと

前述したとおり、飯塚氏が控訴人に本件電子書籍の発行前に最終原稿を見せなかったことは争いのないところであり、飯塚氏自身が同書籍の内容及び発行が「著者（飯塚氏）の専権」事項として行われたことを認めているのであるから、やはり同書籍の発行による被控訴人の社会的評価の低下の責任は飯塚氏にあり、情報提供者たる控訴人の責任は認められないか、認められるとしても極めて限定的であることは明らかである。

実際にも、本件電子書籍には、控訴人が本件告白文（乙6）にも明確に書いていないにもかかわらず、「今回は、性器を用いた挿入による性行為を行っている。」（甲55：56／63頁）と断定している部分があり、飯塚氏の「専権」としての表現が多々認められる。さらに、同書籍には、飯塚氏と兵頭氏なる人物が山本一太群馬県知事に対して、知事が時間湯の復活の提言をするのと引き換えに本件電子書籍の発刊を取り下げるという取引を持ちかけたことまでが記載されており（甲55：4／63頁参照）、同書籍を飯塚

氏が時間湯の復活のために利用しようとしていたことをうかがわせるものとなっている。控訴人にとって、このようなことは全く予想外のことであり、いかに本件電子書籍が著者である飯塚氏の判断によって刊行されたものかが如実に示されている。そして、前述したように、同書籍の「目次」が控訴人に送られてきたのが発刊の半日前であることを考えれば、飯塚氏が意図的に控訴人に訂正、削除の機会を与えていなかったことも優に推認される。

なお、飯塚氏は、最終原稿を控訴人に見せなかったことについて控訴人から抗議されたりしたことはないと主張しているが、飯塚氏は自らのブログにおいて、本件電子書籍において、山本知事に時間湯の復活に関するメールを送ったという記述に関して「このことは新井元議員が知らないままに書籍化されたもので、新井議員には真摯にお詫びを申し上げ」と表明していることが認められる（丙17）。これは、控訴人からの抗議を受けてこのような表明を行ったものであることは明らかであり、飯塚氏の上記主張は事実と反していることは明らかである。

ウ 飯塚氏が1時間の録音データを本件電子書籍の発行前に入手していた可能性があること

控訴人は、2015年1月8日午前10時から11時まで行われた控訴人と被控訴人との面談（以下、「本位面談」という。）の内容を録音した約1時間の録音データ（甲44；以下、これを「1時間録音データ」という。）を本件電子書籍発行後だったと思うがこれを同氏に送ったと供述している（控訴人62頁）。

これに対して、飯塚氏は、2019年11月29日に行われた控訴人と飯塚氏とが出席した記者会見の際に本位面談の録音データがあることを聞かされ、それを送ってもらったが、それは約15分間の短縮された録音データ（丙1の2；以下、これを「短縮録音データ」という。）であったと供述している（飯塚氏2頁）。

しかしながら、本件において提出された証拠や控訴人が確認できている証拠を総合して考慮すると、本件電子書籍発行前に控訴人は飯塚氏に1時間録音データを送付している可能性も否定できないことが判明している。

まず、飯塚氏の陳述書（乙54）10頁から11頁にかけて、同氏は、「私は9月9日のインタビュー時から出版の直前まで、何度か新井さんに質問を行いましたが（上述のとおりこのような質問はメールで公園法のことや時系列の整理程度のことが行われたただけであった。）、その答えも納得できるものでした。」として、飯塚氏が「その日が2015（平成27）年1月8日だった根拠は？」と質問した際のこととして、控訴人は「1月7日の出初式の翌日だった」と答えたとし、さらに「この新井さんと黒岩町長の会話は、新井さんから証拠提出があった丙1の2のDVD-Rに残っております。途中で録音が途切れている点について新井さんに尋ねたところ、『（町長に）録音しているのがバレたかな、と思って、レコーダーを止めた』との回答を得ました。」と述べていることが認められる。上記陳述書によれば、この録音データに関するやりとりが「9月9日から出版直前まで」のことであるとされていることから、少なくとも飯塚氏は出版前までに本件面談の録音データを入手していたことになる。

一方、控訴人が使用していたハードディスク（現在押収中）のプロパティには、短縮録音データの作成日が2020年1月前後であることが判明している。

そうすると、本件書籍出版の直前（2019年11月初め）には短縮録音データは存在していないことになるから、飯塚氏が出版前に入手した録音データは1時間録音データであることになり、飯塚氏が同書籍の出版前に1時間録音データを入手していたにもかかわらず、あえて同書籍の発刊に踏み切った可能性も否定できない。

エ 以上からすれば、飯塚氏独自の判断で本件電子書籍を発行したことは明ら

かであり、控訴人に本件電子書籍の発行によって生じた被控訴人に対する社会的評価の低下に関する責任は問うことができないか、仮に責任が認められるとしても極めて限定的なものにとどまることは明らかである。

しかるに、原判決は、かかる控訴人の主張について、全く検討していない。

(5) 小括

以上のとおり、本件情報提供と本件出版行為による被控訴人の社会的評価の低下との間に相当因果関係は認められないから、控訴人は本件情報提供および本件出版行為について不法行為責任は認められない。また、仮に上記相当因果関係が認められたとしても、控訴人の責任は極めて限定的であるが、この点を看過した原判決の取消は免れない。

2 本件議会発言について

(1) 原判決は、本件議会発言について、被控訴人の社会的評価を低下させるものとして名誉毀損の成立を認めた。また、本件議会発言は、地方議会議員としてした草津町議会での発言であり適法となる余地があるとの点については、「被告新井には、その付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情がある」とした（原判決8頁）。

(2) 「特別の事情」について

ア 本件議会発言がなされた議会の状態は事実上中澤康治氏（以下、「中澤氏」という。）と控訴人と糾弾する場となっており、結果として被控訴人の社会的評価を低下させるものとなっていないこと

a この点については、原審における令和4年8月3日付控訴人準備書面「第3」（4乃至11頁）を全面的に援用する。

b 補足するならば、上記不信任決議案が審理され、本件議会発言がなされた草津町議会においては、実質的には被控訴人の独壇場であり、控訴人に至っては、被控訴人の指示の下に本件文書や本件電子書籍の内容を朗読させられ

るなど通常では考えられない質疑がなされ、中澤氏に対しても、被控訴人は「民事なら被告としてやることも可能」「刑罰の、名誉毀損、もしくは侮辱罪であなただを告訴することも可能ですよ。」などと恫喝に等しい発言を繰り返していることが認められる（丙2の1乃至9）。

このような人格攻撃を含めた個人攻撃が繰り返され、控訴人の本件議会発言も半ば強制された形でなされていることからすれば、「特別の事情」を否定すべき事情が存するというべきである。

イ したがって、本件議会発言に違法性は認められにというべきである。

(2) 被控訴人の控訴人以外の女性に対するパワハラ、セクハラ行為（性加害）に関する発言内容については、後述するとおり、違法性阻却事由が認められる。

(3) 以上のとおり、本件議会発言は、地方議会議員の職務としてなされたものであり、かつ半ば強制されたものであって「特別の事情」は認められないから、不法行為は成立しない。

第2 違法性阻却事由について

1 本件性交渉の事実摘示に関する真実相当性ないしは誤信相当性について

(1) 原判決は、「本件新井各行為は本件性交渉の事実を摘示するものであるから、仮に原告の被告新井に対する上記いせつ行為が真実であったとしても、摘示された事実が真実であるということとはできない」として、本件性交渉をしたという事実の摘示に真実相当性あるいは誤信相当性を否定した（原判決12頁）。

(2) しかしながら、控訴人の本件各行為における本件性交渉に関する記載や発言内容は、「肉体関係」という言葉は使用しているものの、「性交渉」とか「性器を挿入した」という直接的な表現は使用していない。

控訴人が本件面談の際に、被控訴人から上着の中に手を入れて胸を触られたりスカートをまくり上げられて太ももを触られたりしたこと（以下、「本件わいせつ行為」という。）は事実であり、控訴人が被控訴人から性被害を受けたことに変わりはない。女性にとって、性交渉であれ本件わいせつ行為のようなわいせつ行為であれ、性被害を受けたことによる精神的な傷は極めて深いものであることはいうまでもないところである。この点、控訴人は、代理人からなぜ乙6号証のような文書を作成してしまったのかと問われて、「自分の記憶をたどっていく中で、1月8日だけじゃなくて今までされたいろんなことや言われたことがだんだん頭に浮かんできて感情的になってきてしまったり、インタビューのときにも肉体関係という言葉がありましたけれども、私としては、体を触られたりというのは本当に、性的被害としてはそのぐらい重たい、感じるもので、すごく心の中から黒いものが出て感情的になってしまって、飯塚さんの肉体関係という言葉に引っ張られて、そういうふうに感情的に書いてしまったんだと思います。」（控訴人25, 26頁）とその深刻さ、苦しさを述べているところである。

また、町長たる者が公務中に町長室内で性加害行為を行うこと自体が町長としての資質を否定される行動であって、性交渉ではなかったから許されるというものでもないこともまた明らかである。

したがって、被控訴人が控訴人に対して本件わいせつ行為を行ったことが真実であれば、摘示された事実の主要な部分が真実であるといえ、その違法性は阻却されることになるというべきである。

(3) この点、原判決は、控訴人の供述の変遷を理由として、本件面談の際に性交渉だけではなく本件わいせつ行為を行ったこと自体も信用することができないとしてこれを否定しているが、本件面談の際に少なくとも本件わいせつ行為が行われたことを認めるに足りる根拠は十分に存する。

以下、検討する。

ア まず、本件面談の際に町長室の扉は閉められており、密室状態であったことは明らかである。この点、本件面談当時の被控訴人の秘書であった一場礼子氏の供述調書にも「普段はお客様にお飲み物をお出ししたら、退出時に扉を閉めます。」と述べられており（甲38：8頁）、来客中は町長室の扉は閉められていたことが認められる。また、実況見分調書でも町長室の扉は閉められた状態で「町長在室」「町長不在」などというプレートがかけられた状態になっていることが認められる（甲37添付写真⑩乃至⑫など）。

また、甲44号証の1時間録音データにも、本件面談の際、控訴人が被控訴人を訪れ、秘書（一場氏と思われる）が飲み物を出した後、扉を閉める音が聞き取れる。

このようなことからしても、本件面談の際、約1時間もの間、被控訴人と控訴人とは密室状態で2人きりでいたことになる。

イ 次いで、甲44号証の1時間の録音データでは、被控訴人の声が明瞭かつ大きく聞こえており、むしろ控訴人よりも大きいほどである。いくらこのDVDが音声を拡大したものであるとしても、控訴人が上着のポケットの中に録音機器を入れていたことを考えれば（控訴人32乃至34頁）、被控訴人が控訴人と極めて近い位置にいたことが優に推認され、少なくとも、被控訴人が主張するような離れた位置にいるとは到底考えられない。

ウ さらに、甲44号証の37分40秒からしばらくの間、飲み物が入ったコップか何か大きい音を立てていることが認められる（これは人が不規則な動き方をしていることを示唆していると推認される。）。さらに、会話が途絶えたか聞き取れない状態となっている。このようなことからすれば、この時に本件わいせつ行為が行われたことが優に推認される。

エ 以上のようなことに加え、控訴人は旧来からの友人であった鈴木裕美子氏（以下、「鈴木氏」という。）と堤久江氏に対して、本件性被害のことを本件電子書籍発行よりはるか以前の平成29年7月、8月に告白していること

に留意すべきである（丙13, 14、鈴木氏4頁）。この時、控訴人は警察に行った方が良いと勧める鈴木氏に対して、「怖くて言えないって。なんか、草津はすごく警察と町長も同じ線にいるので、訴えたところで相手にしてくれるかどうか分からないし、自分は言うつもりはないって。それははっきり言っていて、人に、誰にも言うつもりはないって。そこらへん頑固だったんで、私も何回も言ったんですけど、言わないって、頑としてました。」

（鈴木氏4頁）という状況であった。このような状況で旧知の友人にわざわざ虚偽の告白をする理由はいかなる意味でもあり得ず、控訴人が被控訴人から性的被害を受けたことの真実姓を強く担保するものである。

オ これに対して、被控訴人は、1時間録音データが提出されるまでは、一貫して、町長室の扉は開いていたこと（これは現在も主張している。）、本件面談は当時の福田副町長と控訴人が被控訴人にはアポなしで町長室に来たこと、面談時間は15分程度で終了したこと、を主張していた。これらのことが全て客観的事実に反することはすでに明白である。

被控訴人は、副町長と控訴人がアポなしで町長室に来て、15分程度で終了したと主張していたのは、「副町長が自分の手帳にはそのような記載があると言ってきたからそれを信じていたのであり、自分の記憶自体は曖昧なものであった」（被控訴人15頁）と供述し、陳述書（甲13）21頁では、「新井控訴人が警察に被害届を出したことを話し始めると・・・被控訴人に井田湯長との関係の仲裁に願い出たとしていますが、私は思い当たるところがありません。初めて聞いた内容です。」として、本件面談の内容は控訴人の主張と全く異なることを強調している。そうであれば、その仲裁を中澤敬氏に依頼することなど当然被控訴人の記憶にあるはずもないことになる。

ところが、1時間録音データの存在が判明して、被控訴人が検察庁に呼ばれて、上記の甲44号証の37分40秒以後の1分間程度の「空白」の時間について聞かれた被控訴人は、中澤敬氏に控訴人と井田氏の間の仲裁を依頼

するために電話したことを供述している（甲36：2頁）。

このような被控訴人の主張の変遷と当初の主張の虚偽性からは、被控訴人は本件面談の内容を記憶していたにもかかわらず、控訴人の主張を否定せんがために虚偽の主張をあえて行っていたものと解するほかはない。また、被控訴人は、役場のパソコン上の1月8日から控訴人の来訪を削除したり（乙42：なお、一場氏の手帳には、控訴人の来訪予定が明記されていることからすればそのように解するほかはない。）、日本地域温泉学会の賛助会員を草津町が退会したことにするために虚偽公文書を作成させたりしていること（乙54：36頁以下）からすれば、被控訴人は自らが有利になることであつたり自らの主張を通すためには虚偽主張をすることを全く厭わないことが認められる。

このような被控訴人のこれまでの主張態度を見れば、被控訴人供述を全面的に信用することは到底できず、1時間録音データの存在を加味してもなお、被控訴人の本件わいせつ行為がなかったとする主張の信用性は低いというべきである。

(4) 以上のとおり、本件面談の際に本件わいせつ行為があつたという主要な事実は真実であることが優に認められる。

なお、控訴人には、草津町の女性蔑視を含む封建的体質の告発ないし打破という重要な公益目的があり、かつその内容も被控訴人の町長としての資質に関する公共の利害に関する事実であること

控訴人は、2019年4月の町議会議員選挙で再当選を果たしたが、その頃の草津町は、町長である被控訴人の意向に逆らった議員は議会で追及されて除名や懲罰を受けるという状況であり、被控訴人の権力が強化され、本来行政をチェックすべき議会自体が被控訴人の意思のみを反映するような状況に陥っており、町民、とりわけ立場の弱い人々を取り残されるような状態であつた（控訴人22頁）。

また、草津町における女性の地位についてもおもちゃや道具扱いされる状態が続いていた。

控訴人は、このような草津町の現状に一石を投じ、被控訴人の専横に歯止めをかけたいという気持ちから被控訴人の町長たる資質に関わる事実を含む本件情報提供行為を行ったのである。

このように、本件情報提供行為には重要な公益目的の下に公共の利害に関わる事実（被控訴人の町長としての資質に関わる事実）に関して行われたものであることは明らかである。

- (5) 以上のとおり、控訴人の本件情報提供行為に名誉毀損（被控訴人の社会的評価の低下）が認められるとしても、その違法性が阻却されることになるから、控訴人が本件各行為について不法行為責任を負うことはない。

2 被控訴人が控訴人以外の女性に対して「性加害」（セクハラ行為やパワハラ行為）をしたとの事実の摘示に関する真実相当性ないしは誤信相当性について

- (1) 上記の事実摘示について、原判決は、原審における本人尋問において「草津町民から、原告からせいひがいを受けた女性がいるという話を聞いたことはない」旨を供述していることなどを理由として、真実相当性ないしは誤信相当性があるとはいえないと判示した。

- (2) しかしながら、控訴人は、被控訴人が「性加害」をしたというよりは、控訴人のセクハラ、パワハラ行為を追及しているのであって、本件わいせつ行為のような行為を指しているものではない。

そして、被控訴人のセクハラ、パワハラ行為について、控訴人は次のように述べている（丙16）。

「6 私に寄せられた匿名の投書について

令和元年（2019年）5月か6月頃でしたが、私のアパートのドアに何重に折られた紙が挟まっていることに気が付きました（丙15参

照)。

不審に思ってその紙を開いてみると、短い文章の紙が一枚と、着物を着た女性の写真をカラーコピーで拡大したと思われるものが挟まっていた(丙14)。

文書にはその着物を着た女性が、2年か3年前、被控訴人と深い関係になり、被控訴人がその女性を町内の施設に就職させ、それを機に、その施設の職員全員の給料を底上げし、その女性には、就職お祝い金として5万円を手渡したということが書かれていました(以下「本件投書」といいます。)

私は、本件投書の内容が真実であれば、町長は自分の立場を利用し立場の弱い女性に対し、安定した仕事を斡旋し、それを餌に関係を迫っていたのであり、私以外にも被害者がいると思いました。

私は、これは重大な問題であり、事実かどうか確認しなくてはと思いました。

そこで、私は、複数の元町議会議員や、町の役職などを歴任している宿泊業関係者など町の人に、本件投書があった事や、そこに書かれている事実について知っているか聞いて回りました。

草津町では、怪文書が出回ることは珍しいことではないのですが、本件投書も私以外の人にも配布されていた様で、私が聞いて回った人たちは、この文書のこと、そして、写真に写っていた着物を着た女性のことも知っていました。

複数の元町議会議員や宿泊業関係者が、「彼女から相談を受けた」と私に話してくれ、彼女が草津町の施設に勤務するAさん(仮名)という女性だと知りました。

Aさんは、草津町の施設に就職する前に別の仕事をしていましたが、頻繁に被控訴人から連絡が来ていたことに困惑していたこと、被控訴

人から仕事を斡旋され、さらには、被控訴人からお祝い金をもらった事なども相談していたそうです。

また、私は、このように話してくれた人の内の1人の人から「他にも、町長(被控訴人)から草津町の仕事を斡旋された子がいる。その子はきっぱりと断って、自分で試験を受けて、自力でその仕事に就職したけれど、今度は、被控訴人のパワハラに悩まされて、その仕事を辞めたいといていた」と聞きました。私は、被控訴人が立場を利用して声をかけ、自分のいうことを聞かなければ虐めるなんて、酷すぎると思いました。

以上のとおり、私は本件投書をきっかけに、私以外にも被控訴人から性的被害を受けた方がいることを知りましたが、その内容を直ちに鵜呑みにするのではなく、元町議会議員やホテル・旅館関係者にも聞いて、その真実性を調査しました。そして、Aさんから直接相談を受けた元町議会議員や宿泊業関係者が複数いたことから、本件投書に記載された事は真実であると判断しました。

私は、草津町町議会でも「他にも(被控訴人の)被害者がいる」と発言し、被控訴人から、「どこの誰だか、はっきり言いなさいよ!」と、何度も追及されましたが、私は、Aさんが誰なのか言いませんでした。何故ならば、Aさんから相談を受けていると言っていた元町議会議員から電話があり、「議会で彼女のことを言わないでほしい。彼女も草津で働いているので、このことが町民に知られたら、今の職場で働きにくくなると言っている。なので、言わないであげてほしい。」と言われていたからです。私は、彼女も被害者だと思っていたので、私の様な目にはあわせたくないと思って承知しました。

また、私は、本件投書に記載された事実について話をしてくれた元町議会議員やホテル・旅館関係者の名前を明らかにすることはできま

せん。なぜなら、私は本件電子書籍で告白したことが明らかになってから、被控訴人から民事訴訟を提起され、刑事告訴され、議会では嘘つき呼ばわりされ、除名の懲罰を受けましたので、彼らを私と同じ目に遭わせたくないからです。」

控訴人は、このような裏付け調査を行った上で、被控訴人の他の女性に対するセクハラ、パワハラ行為を議会や自らの機関誌（しょこたん通信）に発表したのだから、真実相当性ないしは誤信相当性が十分に認められる。

また、関係者などからの事情聴取の記録は、現在押収されている控訴人のハードディスクに保存されており、可能であれば証拠として提出する予定である。

3 小括

以上の次第であるから、控訴人の本件各行為については違法性阻却事由が認められ、その違法性が阻却されることは明らかであり、これを認めなかった原判決の取消は免れない。

第3 被控訴人の言動について（過失相殺類似の行為）

1 はじめに

控訴人は、原審において、損害額の算定に際して考慮されるべき事情として、被控訴人の言動を指摘したが、原判決は、これらの点に対しては何ら判断しておらず、理由不備の違法があることは明らかである。

以下、再度具体的に指摘する。

2 被控訴人による徹底した報復行為

- (1) これまで述べてきたように、被控訴人は、本件電子書籍が発行されて以来、控訴人に対して非情、苛烈な個人攻撃を繰り返してきた。そして、被控訴人が新聞の折り込みチラシなどを通じて草津町民全体に配布したビラなどの中

にはまさしく侮辱罪に該当するような控訴人の人格そのものを否定するような表現が数限りなくなされたのである（令和4年8月3日付控訴人準備書面12頁以下参照）。

- (2) そして、控訴人は、長期間にわたるこのような被控訴人をはじめとする議会、町全体による個人攻撃、誹謗中傷の中で、心身ともに病んでいったのである。

控訴人は、そのときのことについて、「私のリコール、解職請求をする街宣車が町中を走り、町長は率先してスピーチをしておりました。町中に、私のリコールをしろという赤いポスターがバス会社や公共の施設であちこちに貼られました。町に2軒あるスーパーマーケットのうち1軒の入り口でも、私に対する解職の署名運動がおこなわれまして、本当に、買い物に行くにもつらかったです。町を歩くことがつらかったです。」「リコールされたときには、反対しなくてはということで、一生懸命やって参りましたけれども、多勢に無勢に対して（ママ）、私は一人ですから、本当に精神的に疲弊はしました。リコールが成立した後は、鬱病になって会社を1年休職しましたし、カウンセリングに行ったりですとか、東京まで精神病院のほうに言ったりとか、いろいろちなおる努力を今もしているところです。」（控訴人29、30頁）と供述しているところである。

このような控訴人に対する人格攻撃の熾烈さは言語に絶するものがあり、控訴人が受けた心身の傷の深さには十分に留意すべきである。

3 被控訴人による偽証

これまで述べてきたように、被控訴人は本件面談の状況について長年にわたり、虚偽の主張を行い、控訴人を攻撃してきた。

また、これらの虚偽の主張は被控訴人の記憶の曖昧さなどに基づくものではなく、故意になされたものであることも従前述べてきたとおりである。

このような虚偽の主張が被控訴人の草津町内における権力の絶大さとあいま

って、控訴人を追い詰め、さらに精神を病んでいったのである。

このような被控訴人の偽証による攻撃も本件全体を判断するに当たり忘れてはならない点であると思料する。

4 小括

(1) 仮に、原判決が認めるように、控訴人の本件各行為について不法行為責任が認められるとしても、以上のような被控訴人の本件に関する言動は、過失相殺理事の事情として、損害額の算定に関して十分に考慮されるべきである。

しかるに、原判決は、この点に関しても全く判断をしていないのである。

第5 結語

以上の次第であるから、原判決は速やかに取り消されるべきである。

以 上